

戸田市告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により戸田都市計画生産緑地地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに戸田市に意見書を提出することができる。

令和8年7月8日

戸田市長 菅原 文仁

- 1 都市計画の種類及び名称
戸田都市計画第37号生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
戸田市笹目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
戸田市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和8年7月8日から令和8年7月22日まで